

市立秋田総合病院建設検討委員会設置要綱

〔平成27年4月23日
理事長決裁〕

(設置)

第1条 新病院建設について必要な事項の調査及び検討をするため、市立秋田総合病院建設検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について検討する。

- (1) 新病院の機能及び配置に関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、新病院建設に関し、必要と認める事項

(組織)

第3条 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

- 2 委員長には、理事長をもって充て、副委員長には、病院長をもって充てる。
- 3 委員には、副院長、診療局長、診療部長、看護部長、薬剤部長、事務局長及び事務局次長をもって充てる。
- 4 前項に掲げる者のほか、必要に応じて、関係職員又は外部の者を臨時の委員に充てることができる。

(委員長の職務)

第4条 委員長は、委員会を代表し、会務を総理し、会議の議長となる。

(副委員長の職務)

第5条 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員長は、委員会を招集し、会議の議長となる。

- 2 委員長は、委員が委員会を欠席する場合には、当該委員の代理者の出席を求めることができる。

(意見等の聴取)

第7条 委員長は、会議の運営上必要があると認めるときは、委員以外の者に出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(部会)

第8条 委員長は、必要があると認めるときは、部会を置くことができる。

- 2 部会の設置及び運営に関し必要な事項は、別に定める。

(庶務)

第9条 検討委員会の庶務は、経営企画部経営企画室において処理する。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年4月23日から施行する。